

I ハードソフト一致体制の維持困難性

(現状)

— 建前としてのハードソフト分離 <平成 22 年法改正>

基幹放送局提供事業者 (放送用無線局)

基幹放送事業者

— 特定地上基幹放送事業者

実質的なハードソフト一致体制

放送設備を用いて、5 千万世帯に同時再送信でコンテンツを提供する体制

1, ハードソフト一致体制の阻害要因

① 通信回線による動画像送信サービスの普及

放送用無線局以外による映像送信サービス (光ファイバー、4G)

若者が TV 離れ

② ネット上のターゲティング広告

Youtube など

TV 広告を上回る収入

2 動画像送信サービス ⇒ 広告収入システムと定額制サービスとの共存、競争

— 民放 タイム・スポット収入

視聴率 10% 400 世帯

多チャンネル化すると維持困難

— 定額サービスの安定性

NHK 受信料

動画配信サービス (OTT) 全世界 11 億人

3 ネット上のターゲティング広告との競争

(テレビ)

— 一斉広告というマスメディア方式

— 県域・全国レベルでの一斉広告 (撒き餌方式)

(通信システム)

— Youtube などの無料広告

— ターゲティング広告により、付加価値の高い顧客誘引が可能

— 県単位での CM 提供ではなく、広狭を自由に設定可能

II 放送サービスの今後のあり方

1, 年齢層と放送サービス

—60代—70代以上

死ぬまでTVを見続ける

—30—40代

TVを見ない、持たない

彼らから、現行的な意味でのNHK受信料を取ることはいずれ無理となる

2, 総合番組方式の限界

—60代以上と20代—40代の視聴動向は異なる

—無線局というボトルネックが無くなれば、多チャンネル化は必然

60代以上向けの放送と若者向けの動画配信に区分する必要

—若者向けサービスのあり方

シリーズ的番組

Netflixなど定額サービス(OTT)との競争

日本ローカル、個別ニーズ対応

名画面・メイキング・まとめ動画など

視聴者側からの投稿映像のアレンジ

3, 放送サービスの今後

—民放のビジネスモデル維持の困難性

地上波、衛星、通信回線を用いて、全国・首都圏サービスとして

キー局を含め、10社以上が「放送事業者」(ハードを持たない社も含む)

として番組を提供する体制にするのが望ましい

(広告収入、番販、定額サービスなど多様な収益構造)

—NHKの将来

—若者は見ない ⇒ 現行の受信料体制は無理

—公共放送の維持は必要

—方策 NHKを二分割(組織的もしくは機能的)

・スリム化した公共放送

ニュース・天気予報・児童番組など

義務的受信料で維持(現行より大幅に減額)

・ドラマなど他のコンテンツ放送事業

付加料金(選択的受信料)、番販、広告

III 地上ローカルと4K、動画送信(OTTV)など通信サービス

1 地上波ネットワークの構造

—キー局とローカル局の系列構造 ⇔ 番組販売（他国）

番組提供

広告 ネット保証料

2 4K（8K）への対応

—地上波による4Kへの対応

技術的・経済的に非常に困難

—キー局系の衛星放送による4K

スポーツ番組、風景・各種祭事など

3、キー局の4Kにかかる選択肢

—地上波ハイビジョン・衛星4Kのハイブリッド体制の当面継続

—地上波ネットワークを維持しつつ、

衛星波4K、動画像通信サービスに参入する

—系列維持の困難性

地上ローカルはハイビジョンのみ

キー局（衛星4K）、OTTはより高画質な映像提供可能

地上ローカルに対するネット保証料は減少の方向

4、ローカル放送局とその延命策

—組織的方策

キー局の子会社となる

ローカル局同士の合併で延命を図る

系列局体制となる必要性は薄れる

県内同士、道州単位で合併して体力強化

（例）九州のローカル放送局 23社 過多

一つのローカル局が、複数のキー局の放送を同時再送信する体制

—コンテンツ

ローカルニュース

番販的にキー局・他地方局にそれなりの高額で提供

コンテンツは道州レベルで制作体制を取る

（県レベルで制作体制を取ることは、資金・人材的に困難）

IV 放送の将来

1 放送法制の限界

—基幹放送事業者

—一般放送事業者

(動画像送信を行う実質上の放送サービス)

TVer、Netflix、youtube 放送法制の対象外

(放送局概念)

「放送局」とは放送をする無線局をいう（放送法2条20号）。

有線による放送サービスは対象外

ハードソフト一致体制の伝統

これに対し、

(EUにおける「視聴覚メディア」概念)

無線サービスに限定せず、放送サービス（＝視聴覚メディア）を広義に捉える

伝統的放送のみならず、ネットでの放送類似サービスにもミニマム規律を掛ける

2 動画伝送など有線回線を用いた放送サービスの普及と規律の困難性

—電気通信事業法は、通信の中味には規律を及ぼさない

事業許可制の廃止

通信の自由

—放送法・電波法の対象外

外資規制の適用を受けず

—放送にかかる番組基準の適用を受けず

放送より、大衆誘導的なコンテンツを提供可能

民放TVの顧客を奪う可能性大

外国から文化侵略的な映像を流されても規制できない

外資規制の対象外

—EUなどの動向

最小限の品質規律（青少年保護）

OTT番組流入の量的規制

国内コンテンツ制作への投資の義務化

—わが国でも、何らかの規律を及ぼす必要性あり

第三のカテゴリー？

—一般放送事業概念に、動画像通信サービス（OTT）も含める可能性？